

緊急事態措置（令和3年9月13日～令和3年9月30日）に伴う
休業及び営業時間短縮の要請に係る質疑応答集

9月10日現在

1 対象となる要件等について

問1 緊急事態措置の措置区域はどこか。	静岡県内全域を対象としています。
問2 具体的には何日の何時から何時までが休業要請や営業時間短縮要請の対象となるのか。	当初、令和3年8月20日（金）0時から9月12日（日）24時までの期間について要請していましたが、緊急事態措置の延長に伴い、要請期間を9月30日（木）24時までに延長しました。 営業時間の短縮については、この期間の各日午後8時から翌日午前5時について営業を休止していただくよう要請しています。（9月30日（木）は、24時までが要請期間です。）
問3 本社は措置区域外だが、店舗が措置区域内にある場合、要請の対象となるか。	措置区域内に「店舗」があれば対象となります。
問4 要請期間内に店舗の定休日があるが、定休日は休業要請（又は営業時間短縮要請）に応じたことになるか。	定休日も含め、要請に御協力いただいたものとさせていただきます。 （不定休を除く。）
問5 要請期間内に、休業と営業時間の短縮が混在してもよいか。	混在しても協力金の支給対象となり得ますが、一部、協力金の支給対象から外れる例がありますので、表末の別表を御確認ください。

<p>問6</p> <p>当初の要請期間である8/20～9/12に対応が間に合わなかったが、延長された要請期間である9/13～9/30に要請に応じた場合、協力金の対象となるか。</p>	<p>協力金は、当初の要請期間である8/20～9/12を第1期、延長された要請期間である9/13～9/30を第2期として、それぞれ申請いただく予定です。</p> <p>このため、9/13～9/30を通して要請に応じていただいた場合、第2期の協力金の対象となります。申請方法等は、後日、県のホームページ等で御案内します。</p>
<p>問7</p> <p>県内で複数の店舗を運営している事業者は、全店舗について休業もしくは営業時間短縮を行う必要があるのか。</p>	<p>措置区域内にある全ての店舗について要請に協力をお願いします。</p> <p>店舗Aが休業要請の対象、店舗Bが営業時間短縮要請の対象、店舗Cが要請対象外の業種である場合、店舗Aについて休業要請、店舗Bで営業時間短縮要請に御協力をお願いします。店舗Cについては御対応いただく必要はございません。</p>
<p>問8</p> <p>営業時間短縮要請の対象店舗において、午後8時から翌日午前5時までの営業休止中にスタッフが作業を行ってもよいか。</p> <p>また、休業要請の対象店舗について、店舗内でスタッフが作業を行ってもよいか。</p> <p>加えて、集会・展示施設でのイベント開催後、午後9時以降に片付け等の作業を行っても良いか。</p>	<p>問題ありません。</p> <p>営業時間短縮中は、店内や施設内に来客が残っていないよう御対応ください。</p>
<p>問9</p> <p>罰則規定の根拠は。</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第79条によります。</p>

2 飲食店等への要請に係るQA

<p>問1 「休業要請」の対象施設とはどのようなものか。 8月20日～9月12日の要請に比べ、変更はあるのか。</p>	<p>8月20日～9月12日の要請から変更はなく、以下のとおりです。 食品衛生法第55条に基づく「飲食店営業許可」を受け、休業の要請を延長した時点（令和3年9月10日）で営業の実態がある店舗のうち、以下に上げるものが対象になります。 （利用者による店舗内への酒類の持込を認めている施設を含みます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店 （日本標準産業分類「76 飲食店」に該当するもの） ・酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設 （キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブ等） ・酒類又はカラオケ設備を提供する結婚式場 <p>ただし、以下の店舗は休業要請の対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イトインコーナーを持つコンビニエンスストア、スーパーマーケット ・持ち帰り専門店、デリバリー専門店 ・キッチンカー（持ち帰りの場合）、露店（持ち帰りの場合） ・漫画喫茶、ネットカフェ ・宿泊施設での食堂（宿泊者のみに飲食を提供する場合） <p>なお、持ち帰りや配達サービスを行っている店舗であっても、その場所で飲食を提供している場合は、「飲食店」に該当します。</p>
<p>問2 「営業時間短縮要請」の対象施設とはどのようなものか。 8月20日～9月12日の要請に比べ、変更はあるのか。</p>	<p>8月20日～9月12日の要請から変更はなく、以下のとおりです。 食品衛生法第55条に基づく「飲食店営業許可」を受け、営業時間短縮の要請を延長した時点（令和3年9月10日）で営業の実態がある店舗のうち、酒類又はカラオケ設備の提供がない飲食店等（酒類及びカラオケ設備を提供しないこととした飲食店等を含む）が対象になります。（利用者による店舗内への酒類の持込を認めている店舗・施設は、休業要請の対象となります。）</p>

	<p>以下の店舗は営業時間短縮要請の対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イートインコーナーを持つコンビニエンスストア、スーパーマーケット ・ 持ち帰り専門店、デリバリー専門店 ・ キッチンカー（持ち帰りの場合）、露店（持ち帰りの場合） ・ 漫画喫茶、ネットカフェ ・ 宿泊施設での食堂（宿泊者のみに飲食を提供する場合）
<p>問3</p> <p>露店形態の飲食店営業許可を所持しているが、休業又は営業時間短縮要請の対象となるか。</p>	<p>以下の条件を全て満たせば要請の対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 露店形態の飲食店営業許可を所持 ・ 飲食スペースがある ・ 常設に近い形（店舗を撤去しても、常に同一場所で露店営業） <p>なお、単発的な催事や複数の場所を移動しながら営業する場合は、対象にはなりません。</p> <p>上記のうち、酒類又はカラオケ設備を提供する場合は休業要請、酒類及びカラオケ設備を提供しない場合は営業時間短縮要請の対象となります。</p>
<p>問4</p> <p>食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を確認したところ、法第55条ではなく、法第52条に基づくものであった。要請の対象となるのか。</p>	<p>改正食品衛生法が令和3年6月から施行されており、もともと食品衛生法第52条に基づいていた「飲食店営業許可」が、第55条に基づくもの変わっております。読み替えた上で、業種や業態を確認し、要請の対象となるか御判断ください。</p>
<p>問5</p> <p>これまで酒類又はカラオケ設備の提供を行ってきた飲食店だが、要請に伴って酒類とカラオケ設備の提供とともに自粛した場合、休業ではなく営業時間を短縮すれば協力金の対象となるか。</p>	<p>本来の営業の終了時刻が午後8時を過ぎていた店舗において、酒類とカラオケ設備の提供を自粛した上で、営業時間を短縮いただいた場合は、営業時間短縮の協力金の対象となります。</p> <p>本来の営業の終了時刻が午後8時以前の店舗においては、休業いただいた場合に、休業要請の協力金の対象となります。</p>

<p>問6 飲食店及び飲食に関連する施設への要請の内容は。</p>	<p>酒類又はカラオケ設備を提供する店舗（利用者による酒類の持込を認めている店舗を含む）に対しては休業していただくこと、酒類とカラオケ設備をともに提供しない店舗（利用者による酒類の持込を認めている店舗を除く）に対しては営業時間を午後8時までに短縮していただくことです。</p> <p>ただし、以下の店舗は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストア等にあるイートインコーナー ・持ち帰り専門店、デリバリー専門店 ・キッチンカー（持ち帰りの場合）、露店（持ち帰りの場合） ・漫画喫茶、ネットカフェ ・宿泊施設での食堂（宿泊者のみに飲食を提供する場合）
<p>問7 飲食業の許可を有するカラオケボックスは要請の対象か。</p>	<p>飲食店等としての要請の対象となるため、休業要請の対象になります。協力金の申請に当たっては、飲食店等の申請要項を御確認ください。</p>
<p>問7-2 飲食業の許可を有しないカラオケボックスは要請の対象か。</p>	<p>休業要請の対象になります。協力金の申請に当たっては、大規模集客施設の申請要項を御確認ください。</p>
<p>問8 要請対象の飲食店とあわせ、それ以外の店舗を同一建物内で経営している場合、飲食店のみ要請に対応（休業又は営業時間の短縮）すればよいか。</p>	<p>そのとおりです。同一建物内で経営している店舗であっても、店舗毎に業種・業態・店舗の規模等を確認して、休業要請又は営業時間短縮要請の対象に該当していないか、判断する必要があります。</p>

<p>問9 休業要請、営業時間短縮要請は何に基づくものか。</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づき要請しています。</p>
<p>問10 ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合、休業要請や営業時間短縮要請の対象となるか。</p>	<p>宿泊客のみに飲食を提供する場合は、休業要請・営業時間短縮要請の対象外です。外部から来店客を迎える場合は、休業要請（酒類・カラオケ設備の提供あり）又は営業時間短縮要請（酒類・カラオケ設備の提供なし）の対象になります。</p>
<p>問11 休業要請に応じて運営する飲食店を休業し、ケータリングを行う場合、休業要請や営業時間短縮要請の対象になるか。</p>	<p>ケータリングは、飲食物のデリバリー的一种と考えられるため、休業要請や営業時間短縮要請の対象に当たりません。</p>

3 大規模集客施設等に係るQA

<p>問1 要請対象となる「大規模施設のテナント」とは。</p>	<p>要請に応じている、延床面積1,000㎡超の大規模施設の区画を、賃借または分譲を受けて自己名義で出店し、事業を営む店舗で、食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療用製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品を扱うものは除きます。 このうち、協力金の対象となるのは、入居する大規模施設が営業時間短縮要請に応じたために、営業時間を短縮せざるを得なかった店舗です。</p>
<p>問2 床面積1,000㎡ほどの範囲までを算定するのか。</p>	<p>建築物の延床面積の合計になります。</p>
<p>問3 2つの体育館を使って営業（いずれも単独では1,000㎡以下）しており、建物が通路でつながっている状態。この場合、1,000㎡を超える一体の施設として時短要請の対象となるか。</p>	<p>対象になります。 同一敷地内に所在する複数の建物が一体で事業を行っている場合（A館・B館、本館・別館等）には、建物の延床面積を合算し、営業時間短縮要請の対象となるか、御判断ください。 同一敷地内にあっても、運営主体が異なる施設や、用途が異なる施設は、延床面積の合算の対象にはなりません。</p>
<p>問4 ホテルは要請対象か。</p>	<p>集会の用に供する部分が1,000㎡を超える場合は、対象となります。（客室、大浴場、テナント店等の床面積は合算しません。）</p>
<p>問5 フォトスタジオは要請対象か。</p>	<p>1,000㎡を超える場合は、対象となります。</p>
<p>問6 百貨店で、食料品を売るテナントも含めると1,000㎡を超えるが、要請対象となるか。</p>	<p>施設が要請施設かどうかの判断は、生活必需品売場も含んだ面積で行うため、問いの百貨店は要請対象となります。 ただし、生活必需品については時短要請の対象外なので、百貨店やデパートにおいて生活必需品売場が営業することは差し支えありません。</p>

<p>問7 床面積 1,000 m²を超えるスーパーやホームセンター等はどのような取り扱いか。</p>	<p>食料品や医薬品等の生活必需物資の小売部分とそれ以外の小売部分が構造的に分割できる場合には、生活必需物資の小売部分以外が営業時間短縮要請の対象になります。 生活必需物資の小売部分とそれ以外の小売部分が一体不可分である場合は、要請の対象外です。</p>
<p>問8 飲食業の許可を持たない結婚式場は、営業時間短縮要請の対象か。</p>	<p>1,000 m²を超える施設の場合には、大規模集客施設等への要請の対象となります。</p>
<p>問9 美容室は、要請の対象か。</p>	<p>美容室そのものは生活必需のサービスであるため、要請の対象外です。 ただし、大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター等（1,000 m²超）に入居するテナントであり、当該大規模施設が時短営業を行ったことにより美容室が時短営業をせざるを得なかった場合は、テナント事業者として協力金の対象となります。</p>
<p>問10 今回の事業者等への要請に生活必需サービスは含まれるのか。</p>	<p>休業及び営業時間短縮の要請の対象には含まれません。 一方、入場者が密集しないよう、入場者の整理・誘導等の措置、人数管理・人数制限等の措置を取っていただくよう要請しています。</p>
<p>問11 ビリヤード場、カラオケボックス等がある複合施設（1000m²超）に設置されるネットカフェは要請の対象か。</p>	<p>夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当するネットカフェならば、複合施設内外にかかわらず、要請の対象外です。 ただし、大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター等（1,000 m²超）に入居するテナントであり、当該大規模施設が時短営業を行ったことによりネットカフェが時短営業をせざるを得なかった場合は、テナント事業者として協力金の対象となります。</p>
<p>問12 夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当するネットカフェだが、店舗内にある遊技施設のスペース（ダーツ、ビリヤード、卓球）等は要請の対象か。</p>	<p>1つの店舗内（1,000 m²超）でネットカフェに加え遊技施設スペースなどを複合して運営している場合、ネットカフェとそれ以外の遊技施設スペースが一体不可分ではなく明確に区分できる場合は、遊技施設のスペースのみ営業時間を短縮すれば、協力金の対象になります。</p>

<p>問 13 宿泊が可能な入浴施設において、宿泊者は、20 時以降も施設利用は可能か。</p>	<p>宿泊者については、20 時以降も施設の利用は可能です。</p>
<p>問 14 学童保育は対象か。</p>	<p>今回の要請の対象ではありません。</p>
<p>問 15 飲食業の許可を有しないカラオケ店は、休業要請・営業時間短縮要請の対象か。</p>	<p>大規模集客施設に当たらない（1,000 m²を超えない）施設を含め、休業要請の対象になります。</p>
<p>問 16 大規模集客施設への営業時間短縮要請は何に基づくものか。</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づき要請しています。</p>
<p>問 17 大規模集客施設では、酒類提供ができないのか。</p>	<p>大規模集客施設においても、飲食を提供する場合には、飲食店か否かにかかわらず、飲食店等への要請に準じ、営業時間の短縮及び酒類の提供を行わないようお願いします。</p>
<p>問 18 運営する店が入居しているショッピングセンターは営業時間の短縮を行っていないが、テナントとして営業時間の短縮をする必要があるか。</p>	<p>飲食店を除く、1,000 m²未満のテナントは、営業時間短縮要請の対象ではありません。</p>

1 対象となる要件等について 問5 関係

本来の営業形態		緊急事態措置を受けた 店舗での対応	協力金
酒類・カラオケ設備の提供	営業時間		
提供している (利用者による持込を含む) 例：居酒屋 メニューに酒類が掲載 されている料理店 等	午後8時過ぎまで営業	休業	支給対象
		酒類提供、カラオケ設備提供をしない かつ午後8時までの営業時間短縮	支給対象
	午後8時以前に閉店	休業	支給対象 (まん延防止等重点措置では支給対象外)
		酒類提供、カラオケ設備提供をしない	支給対象外
提供していない	午後8時過ぎまで営業	午後8時以前まで営業時間を短縮	支給対象
	午後8時以前に閉店	— (通常の時間営業)	支給対象外